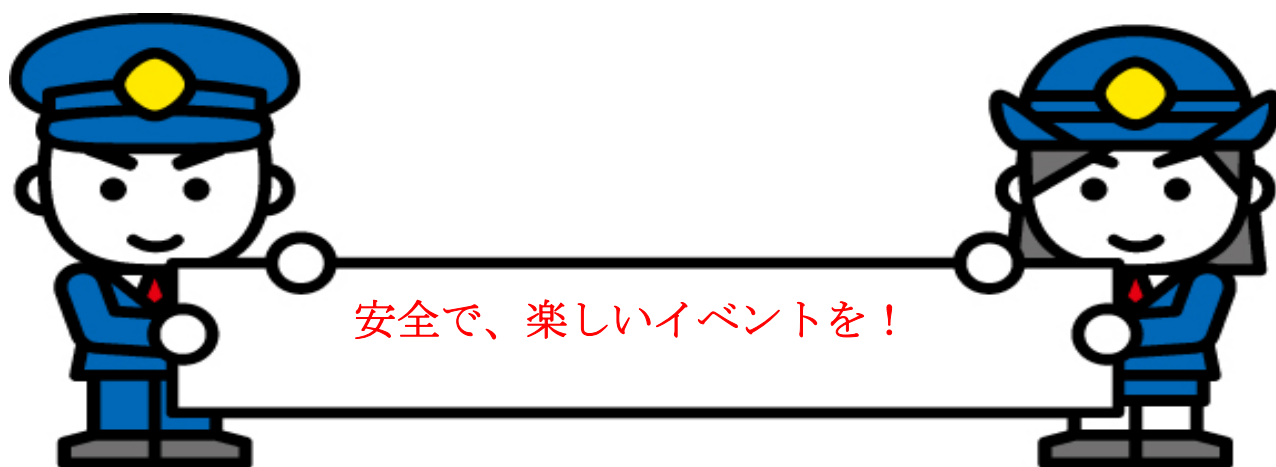


# 露店等の開設の届け出や**消火器**の準備を



## 【背景と趣旨】

平成25年8月に福知山市の花火大会会場で発生した火災事故を踏まえ、同様の事故の発生を防止するため、対象火気器具等の取扱いに関する規定を整備、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成を義務付けるものです。

## 【消火器・届出】

### 1 消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおいては、火災が発生した場合、初期消火が極めて重要であるため、催しにおいて**対象火気器具等**を使用する場合に**消火器の準備**が義務付けられています。

### 2 露店等開設の届け出

**対象火気器具等**を使用する祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は、火災予防条例施行規則に定める様式「**露店等の開設届出書**」によって、**催しを開催する5日前までに消防署長**に届け出ることが義務付けられています。

## 対象火気器具等とは

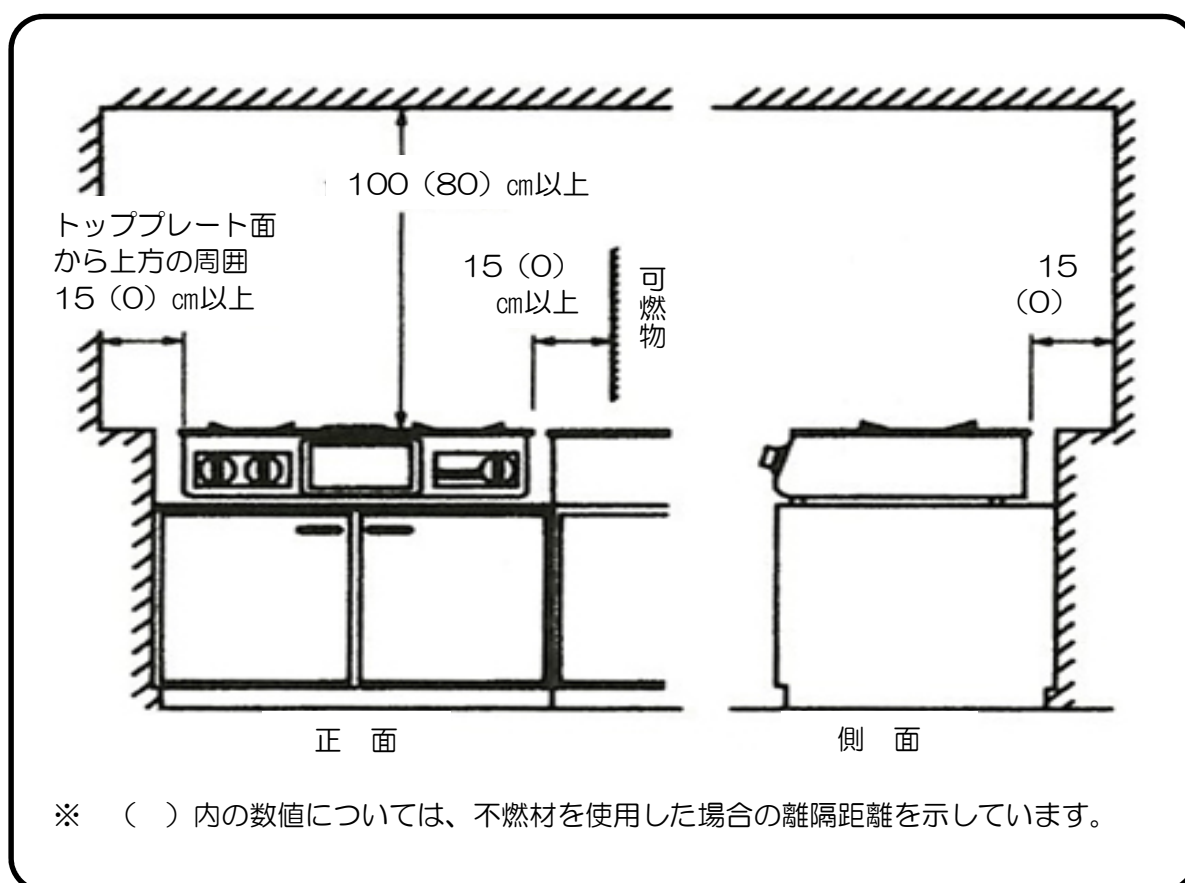
綾部市火災予防条例第3章第2節「火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱いの基準」において取扱い基準を定めている器具等のことをいいます。

- **液体燃料**を使用する器具  
⇒ ガソリン、軽油を使用するもの…発電機等  
   灯油を使用するもの…ストーブ等
- **固体燃料**を使用する器具  
⇒ 練炭、豆炭を使用するもの…七輪・置ごたつ等  
   炭火を使用するもの…火鉢、バーベキュー用こんろ等
- **気体燃料**を使用する器具  
⇒ 液化石油ガス（LPG）ボンベを使用するもの…ガスこんろ等  
   // カセットボンベを使用するもの…カセットこんろ等
- **電気を熱源**とする器具  
⇒ 電気を熱源として使用するもの…電気調理器具（ホットプレート等）  
   電気暖房器具（電気ストーブ等）
- 使用に際し**火災の発生のおそれのある**器具  
⇒ …火消つぼ等

### （参考）

#### 対象火気器具等使用時の離隔距離

（例）気体燃料（LPG）を使用する調理器具の場合



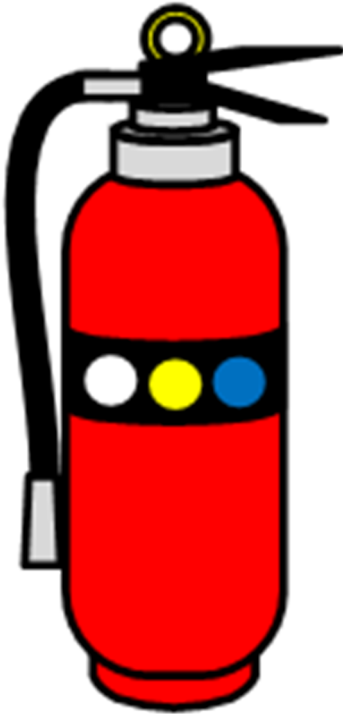
## 【祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催し】とは

一時的に一定の場所に人が集まることにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高い催しのことをいいます。綾部市では「自治会（自治会内組織も同様）が主催、協賛し、自治会内に参加を呼び掛けるもの。」を最小単位としています。事業所主催の展示会や祭礼（神社やお寺の行事など）は、不特定の方（参加する方が事前に把握できない）が参加されますので、対象となります。

集まる人の範囲が、個人的なつながり（相互に面識がある者の参加）に留まる場合は対象外とします。（対象外となる催しの例）

- ・近親者、友人とのバーベキュー、参加する方が事前に把握できる組内の行事… など

## 【準備する消火器】



準備する消火器は、使用する対象火気器具等（ガス、電気、ガソリンなど）により、対応できる能力のものを準備する必要があります。

- A火災（白） → 普通火災（紙、炭、ガス など）
- B火災（黄） → 油火災（ガソリン、灯油 など）
- C火災（青） → 電気火災（電気コンロ など）

※消火器の大きさは、家庭用の小さなものではなく、10型程度のものを設置するよう指導させていただきます。

※公民館などの防火対象物に設置してある消火器を、持ち出すことはできません。

※家庭に置いてある消火器は、義務設置ではありませんので、一時的な催しに使用していただいても結構です。

# 火を使用する器具及び使用に際して火災の発生のおそれのある器具の取扱い上の基準 (チェックシート)

## 【使用に際し火災の発生のおそれのある器具】

### (各燃料等を使用する器具 共通事項)

- 建物や可燃物から、火災予防上安全な距離を空けて使用する。
- 可燃性のガスや蒸気が溜まるおそれのない場所で使用する。
- 可燃物の落下や飛来のおそれのない場所で使用する。
- 器具の転倒や落下するおそれのない状態で使用する。
- 燃えない材質の床又は台の上で使用する。
- 故障や破損している器具は使用しない。
- 器具の本来の使用目的以外には使用しない。(不適當な使用をしない。)
- 器具の周りは常に整理整頓し、燃料やその他の可燃物をみだりに放置しない。
- 多数の人が集まる催しで使用する場合は、消火器を準備した上で使用する。

### 共通事項 + 【液体燃料を使用する器具】

- 指定された燃料以外の燃料を使用しない。
- 燃料が漏れていないことを確認してから点火する。
- 使用中に器具を動かしたり、燃料の補給をしない。
- 燃料があふれたりした時の受け皿を設けておく。
- 点検整備を怠らず、正常に使用できるように維持管理をする。
- 液体を燃料として使用するストーブは、対震自動消火装置等の機能が設けられているものを使用する。

### 共通事項 + 【固体燃料を使用する器具】

- 火鉢は、底に熱を遮るための空間を設けるか、砂などを入れて使用する。
- 置ごたつのは火入容器は、金属以外の燃えない材料の台の上に置いて使用する。
- 指定された燃料以外の燃料を使用しない。

### 共通事項 + 【気体燃料を使用する器具】

- 器具に接続する金属以外の材質の管(ホース等)は、器具に応じた適当な長さで使用する。
- 指定された燃料以外の燃料を使用しない。

### 共通事項 + 【電気を熱源とする器具】

- 通電した状態で放置しない。
- 安全のために設けられている装置を取り外したり、改造したものを使用しない。

## ❁ 【催し開催についての相談窓口】 ❁

ご不明な点がございましたら、下記まで問い合わせください。

綾部市消防本部 予防課 電話 (0773) 42-0119

FAX (0773) 43-1483